

2007年1月9日

麴町税政連だより

(第32号) 発行人 麴町税理士政治連盟

会 長 太田 伸弥

幹 事 長 紙谷 洋一

広報委員長 喜多 葉子

【年頭のご挨拶】

平成十九年の新春お慶び申し上げます。旧年中は麴町税政連にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございました。今年も変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、今年の干支は丁亥（ひのとみ）です。

猪に関する諺(ことわざ)には、七代目には豚になる（変わらないようで長い間には変化する。）緒突猛進（向こう見ずにつき進む。）などがあるようですが、「亥」の字は「関(門がまえの中に亥)」(がい:「とぎす」の意味)で、草木の生命力が種の中に閉じ込められた状態を表しているようです。大発展の準備期間の年と考えたら良いでしょうか。

多くのシンクタンクでは、平成19年の景気を実質経済成長率2.0%~2.5%と堅調な伸びを見込んでいるようです。あまり実感はありませんが景気は安定成長するとの予想に期待するところであります。

昨年はおかげさまで税政連の活動も着実に成果を上げることができました。

ここで昨年の税政連活動の成果をいくつか、ご報告させていただきます。

平成18年は特殊支配同族会社役員給与損金不算入法案反対の運動で始まりました。衆参両議院の議員への陳情、質問の要請等廃案に向けて活動してまいりましたが、納税者の反対の声があまりなかったこと、影響する企業の数について財務省側の主張と税理士会側の主張とに10倍を超える乖離があったことかなどから、国会議員には税政連の主張が十分理解されないまま、残念ながら同法案は成立いたしました。しかし、その後もあきらめず、同法の廃止を目指し活動してきた結果、平成19年度与党税制改正大綱で同規定の一部見直しという形で成果をあげることができました。

昨年末に発表された自由民主党の平成19年度税制改正大綱には「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」について、適用除外基準である基準所得金額を1600万円(現行800万円)に引き上げることが明記されました。

また、「同族会社の留保金課税制度」について適用対象から資本金の額が1億円以下である会社を除外する規定などを盛り込むことができました。そのほか

①減価償却制度の見直し、②取引相場のない株式等に係る相続時清算課税制度の特例の創設、③電子申告に対する税額控除、④税理士等に依頼した場合の電子署名の省略、⑤電子申告における第三者作成書類の添付省略等もうたわれています。

電子申告関連では、上記のとおり本連盟が要望した各種インセンティブが実現いたしました。今後は、納税者の負担を軽減するため、また、税務代理の独占業務を守るため、当該インセンティブを利用した電子申告制度の円滑な推進を行い、税理士の力量を発揮しなければなりません。

積み残された課題も多々あります。今回は税政連の最大の要望事項である「税制の企画立案手続の公正性・透明性の確保」については、残念ながら今回の法案には盛り込まれませんでした。しかし、大変重要な課題でありますので早期実現を目指して引続き強力な運動を展開したいと思います。

麴町税政連の次なる課題は、会員の加入促進と組織率のアップであります。税政連は税理士登録をして税理士業務を行う税理士のための政治団体として税理士及び関与先企業等のための政治活動を行っています。これは社員税理士、補助税理士、公認会計士で税理士登録をされている方々においても等しく利益を享受するものであり、是非、税政連の活動の趣旨をご理解頂きご加入をお願い申し上げます。

会員各位の今年のご事業のますますの発展とご健康を祈念いたし、ご挨拶いたします。

【報告事項】～平成18年10月から12月まで～

《活動報告》

18.12.15 千代田区議会に対し、神田税政連と連盟で陳情書を提出

《会議等報告》

18.11.22 報道関係者との懇談会 2006 に出席

18.12.01 選挙区別ブロック単位税政連会議に参加

18.12.05 自由民主党との朝飯懇談会に参加

【麴町税政連からのお知らせ】

《平成19年度税制改正参考資料》

平成19年度自民党税制改正大綱

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/pdf/seisaku-030a.pdf>

平成19年度中小企業関係税制改正

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/h19_zeisei.pdf

平成19年度 経済産業省関係の税制改正について

<http://www.meti.go.jp/press/20061214004/zeiseikaisei-set.pdf>

《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」問題について》

「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」制度については、国会議員に対する平成17年末から平成18年の陳情において議員からの反応はいまひとつ弱いものでした。その理由の一つは、**税理士会だけが反対しているだけで中小企業団体からの反対意見が出ていない**ということでありました。実際、当時は、税理士会と各種中小企業団体との意見交換会においても反応が鈍かったことは否めず、この結果、昨年3月27日の可決成立となってしまいました。

しかし、当該規定の内容が周知されるに従い、状況は変化し、日商・法人会総連合・全商・経団連といった団体からも反対要望が提出されたこともあり、昨年12月5日の自民党朝飯懇談会においては国会議員の本人出席が17名となるなど一昨年とは全く異なる関心を引き、結果として昨年12月14日の与党税制改正大綱に反映されるに至りました。

今回の見直しは我々にとって一つの成果ではありますが、税法が本格的な適用前に見直しとなることは、当該規定の不備を意味するものであると思われる、本連盟としては、これに満足することなく、見直案の平成18年度からの適用を要求するとともに、最終的には制度の廃止又は停止を求める運動を継続して行きます。

その手始めとして昨年12月15日に神田税政連との連名により、**千代田区議会**に対して、**地方自治法第99条の規定**により、同区議会が政府の関係各機関に対し意見書を提出するよう求める**陳情書を提出**しました。その結果、昨年12月25日の議会運営委員会において、千代田区議会議長より、陳情書を区民生活環境委員会に送付することが決定・通知されております。

ただ、昨年11月22日の報道関係者との懇談会においても、この問題についての本質が十分理解されていない感があり、事実、翌日の一部有力紙において財務省寄りの報道もなされておりました。今後はマスコミに対するアピール活動がより大事だと実感しております。

税政連は 税理士の 税理士による 税理士及び納税者のための政治団体です。

<http://ctz-koji.hp.infoseek.co.jp/>